

「はぐくむ」は、長く広報誌として法や制度の情報を伝えてきました。

20年前の平成18年の紙面には、障害者総合支援法の前身となる「障害者自立支援法」が制定されたことを取り上げていました。また、平成15年から21年の紙面では、当時の小規模作業所等が福祉サービス事業所へと移行を図る大きな変換点を迎え、一つの時代が終わりと新たな時代に移ったことが窺えます。その後、平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法、平成26年1月に批准した障害者権利条約等々。そして、この度は「成年後見制度」を取り上げています。

「はぐくむ」は、会員に情報を届ける会報に留まるだけでなく、広く県民に報せる「広報誌」です。この「はぐくむ」に私たちの願いと希望が込められています。様々な機会に一人でも多くの人に読まれることを願っています。



公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会
会長 横山 利恵子

— 広報誌「はぐくむ」に思う —
ICT機器の普及で紙媒体の情報誌離れがあります。時代の流れと言えればそれも仕方ないでしょう。本紙は「はぐくむ」もその流れに逆らうことはできないでしょう。

福岡県手をつなぐ育成会報

はぐくむ

発行所
公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会
〒816-0804
春日市原町3丁目1番7号
福岡県総合福祉センター
TEL (092) 584-4374
発行人
会長 横山利恵子

ありがとうございました



この会報は、
共同募金の配分を受けて
作成したものです。

特集 成年後見制度が変わる

令和8年6月17日成年後見制度見直し民法が成立しました。(施行は最長2年半先)

改正された5つのポイント

- ① 後見人・保佐人・補助人を補助人に一元化
- ② 後見人の持つ包括的な代理権や取り消し権を廃止
- ③ 使い始めた実質的にやめられない制度を「利用を終わる」制度に変更
- ④ 後見人等の交代が、「本人の利益のために特に必要があるとき」可能
- ⑤ 本人の意思を尊重する義務の明確化

※現行制度利用者は、希望すれば継続ができ、交代する場合は新制度が適用されます。また、家庭裁判所の判断によりありますが利用を終えることもできます。

「特定補助人」とは

特定補助人の役割は、後見人より限定的です。「必要ときに必要な支援をする」という必要性の原則で特定補助人をつけるかが決まります。

特定補助人がつく必要性とは

- ① 本人が常に判断能力を欠く状態にあり、加えて
- ② 法律行為とみられる行為をする可能性があり、かつ、③その利害損失を理解し検討することがなく、法定の重要な財産行為に該当する不利益な行為をする危険性があるときとされています。



JR門司港駅前にて

令和8年度 福岡県地域生活支援事業報告

生活訓練事業

◎未来の会

開催日 6月7日(日)

開催場所 門司港レトロ

関門海峡ミュージアム

要は、知的障がい者や認知症の高齢者などで、本人の行動が、予測できない場合に不動産売買などの取消権を与えられるのが特定補助人です。また、代理権は、家庭裁判所に別途申立てをする必要があります。

「特定補助人」の必要な状況とは？
例として、自分の名前を書ける人が、ある用紙に名前を書いた。その用紙が何の用紙なのか、また、名前を書くことで、どんな状況になるのか理解できない、といったことがあげられます。

課題としては「本人の保護と自己決定」のバランスを考える必要があります。

地域で支える仕組み
利用終了後、日々の暮らしを支える仕組みは、とても重要です。例えば、社会福祉協議会の日常の金銭管理の仕組みの重要性が高まっています。地域で支える仕組みなくして、法改正の意味はないでしょう。

全国手をつなぐ育成会連合会 発行 情報・交流誌「手をつなぐ」

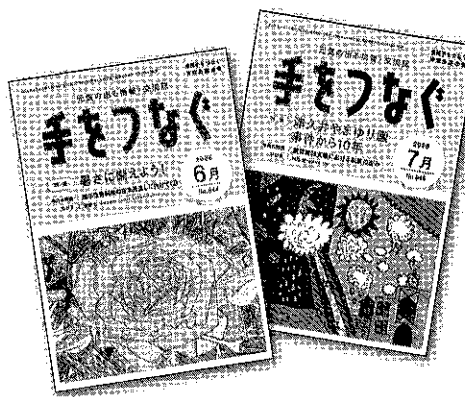
◇機関誌「手をつなぐ」購読ご希望の皆さまは
本会事務局にお申し込みください。

・年間購読料 1口 3,900円 (送料別)

※送料は口数によって異なり、1口(1冊)の場合は年間240円です。

【購読料のうち1口当たり50円は災害発生時の見舞金や支援活動資金に充てられます】

手をつなぐ6/7月号表紙



◎「手をつなぐ」8月号の予告

- ・特集 見えないお金
- ・今月の問題 令和9年度報酬改定

広報からのおことわり

☆育成会辞典・ともだち広場は、紙面の都合でお休みしました。

会員・賛助会員 募集中!

【賛助会員会費は次の通りです】

知的障がいのある人たちが、ノーマライゼーションの理念の下、自立した地域生活をおくるために必要な運動を活発に展開するには、賛助会員の方々の支えが必要です。

是非、ご協力をお願いします。

◆会費(個人会員) 1口 2,000円/年

◆会費(団体会員) 1口 10,000円/年

◆会報「はぐくむ」で活動内容をお伝えします。

【ご入会については事務局までお問い合わせください】

公益社団法人 福岡県手をつなぐ育成会

電話：092-584-4374 FAX：092-584-4378

E-mail: info@fk-ikusei.org

HP: https://fk-ikusei.org/

ご入会ありがとうございます

【正会員】 ◎佐々木 栄子 ◎佐々木 美里

【賛助会員】

- ◎社会福祉法人すみれ会 サンガーデン鞍手すずらんホーム
- ◎飯塚信用金庫 筑穂桂川支店
- ◎クリックエンターテインメント(株)
- ◎社会福祉法人 翼会 つばさ学園
- ◎社会福祉法人 翼会 放課後等デイサービスみらい
- ◎社会福祉法人 翼会 セカンドつばさ
- ◎社会福祉法人 起生会
- ◎社会福祉法人 和光会 障害者支援施設 希望の丘
- ◎社会福祉法人 北野学園 障害者支援施設
- ◎社会福祉法人 第二北野学園 障害者支援施設
- ◎社会福祉法人 東ノ原会 桂木とくのみ園
- ◎社会福祉法人 小竹御徳会 小竹学園
- ◎佐々木商事株式会社
- ◎奥村 勝志 ◎相良 美知子 ◎田尻 賢
- ◎橋本 優 ◎原 典江 ◎永間 勝

(敬称略 順不同)

編集後記

6月は、山梨・富士五湖に続いて岩手県沖で大きな地震が起きました。近年は地震だけでなく、豪雨による災害も多く発生しています。これらの発災時に自力での避難が難しい高齢者や障がい者等(避難行動要支援者)について、国は令和3年に「個別避難計画」を作成することを努力義務として定めています。災害がおこった時に「誰が」「どうやって」「どこへ」避難を支援するかを事前に明確化しておくことで、迅速で確実な避難を実現することを目的としています。

福岡県では令和7年4月で、避難行動要支援者は約15万2千人、うち個別避難計画が作成されている人数は約3万7千人でおおよそ25%の作成率となっています。

作成率は人口規模が小さい市町村ほど高く、政令市・中核市など人口規模が大きい自治体の作成が進みにくい傾向にあるようです。

「個別避難計画」は、本人はもちろん、その家族や地域の民生委員・自治会等の協力を得て作成されるので、避難に支援が必要な方や家族は、日頃から民生委員や自治会と情報を共有し、時間が経って本人の状況に変化があれば、アップデートも。

福岡県西方沖地震から21年、「天災は忘れた頃にやってくる」

※「アップデート」とは、スマホやパソコンなどのシステムを最新の機能にすること。そこから本人の最新の状況を共有すること。

こんにちは！

事業所訪問 No.7

特定非営利活動法人 ほのぼの

【出来ることは 自分で行う 明日のため】

平成15年 7月	久留米市自閉症児者親の会を母体として開設
平成18年	地域活動支援センターとして活動
平成19年	「NPO法人ほのぼの」設立
平成23年 4月	就労継続支援B型事業ほのぼの
平成29年10月	生活介護事業ほのぼのらんど 多機能型事業所として現在に至る

【ほのぼの】は障害区分にかかわらず様々な活動を通じて一人一人がその人らしく過ごせるような自立支援をしています。



○業務委託による軽作業 手袋の検品と袋詰め

生活介護とは…

障がいのある人が自立した生活を送るための障がい福祉サービスの一種です。常時介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに創作活動または生産活動の機会を提供します。

生活介護サービス対象の方

- ・ 障害支援区分3以上の方
- ・ 年齢が50歳以上の方は、支援区分2以上の方

◎利用者さん、募集中！おためし体験実施中！

訪問記

6月12日(金)13時30分ごろ「ほのぼの」を訪ねました。ご多用の中、代表の伊藤秀子氏と管理者の伊藤和彦氏に、お話を伺いました。

職員(支援者)の安定的な確保は、今まで訪れた事業所と共通した問題でした。また、地域とのつながりについては、事業所の活動内容からもわかるように大変良好な関係を持っています。

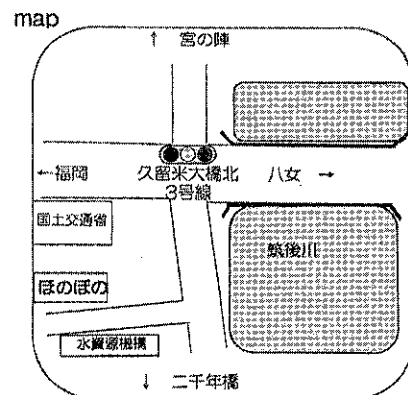
作業場に入ると二人の利用者さんが温かく迎えてくれました。他の利用者みなさんは、作業に集中していました。作業所「ほのぼの」の由来はわかりませんが、二人の利用者さんから「温かさ」を、作業に集中する他の利用者みなさんからは、【明日への希望の灯り】を感じました。みなさん、ありがとうございました。(孝)

★利用者を【中心にした活動】を実施

- 施設外就労 モデルルームの清掃活動
- 神社からの委託事業
- 地域一廃品回収
- 野菜の袋詰め作業
- 日常生活のリズムづくり
- 外出支援／買物訓練
- バザーへの出店
- 地域交流祭
- 物品の販売(シール貼り／商品の陳列)

主な年間行事(予定)

- ・ 4月 お花見
- ・ 6月 健康診断
- ・ 7月 事業所関係のボウリング大会
- ・ 11月 校区のバザー出店
- ・ 12月 クリスマス会／忘年会
- ・ 1月 三社参り
- ・ 2月 バスハイク
- ・ 3月 地域交流祭



特定非営利活動法人 ほのぼの

代表理事 伊藤 秀子

管理者 伊藤 和彦

(サービス管理責任者、社会福祉士)

所在地 〒830-0002 久留米市高野1丁目2-12

電話：0942-46-9218 FAX：0942-46-9217

地域の育成会(親の会)活動が、活性化！

会員の高齢化や減少は市町育成会(親の会)の問題でもあります。その課題に対して、各育成会が独自の取り組みを始めています。その活動の一部を紹介します。

◎「障がい者の選挙投票支援を考える」学習会
令和8年6月25日(木)13時30分から筑後市中
央公民館サロニアで「障がい者の選挙投票支援
を考える学習会」が開催されました。

主催は、筑後市手をつなぐ育成会、後援に、
筑後市・筑後市教育委員会、さらに協力団体と
して筑後市の選挙管理委員会・地域自立支援協
議会・社会福祉協議会・ボランティア連絡協
会と多岐にわたって後援をいただきました。

講師は、平林浩一氏で、障がい者の選挙投票支援
について早く取り組んだ東京都狛江市の副市長です。

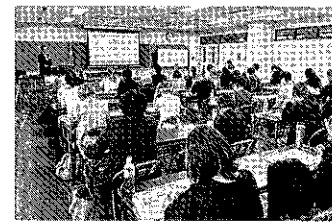
【学習会に参加して】

90分の講演があったという間に感じたほど、興
味深く聴き入った内容でした。小学生にも分か
りやすい「選挙・投票の意味や意義から、大人
でも気づかなかった投票用紙の材質の話等々。

また、代理投票についても詳
しく説明され、理解するこ
とができました。

来年は、地方選挙が各地で
行われます。

この学習会で学んだことを
広く啓発していきたいと思
いました。



地域の育成会 ―取組が始まる―

本人を中心とした学習会を開催

◎第2回又村あおいさんのお金の話
令和8年7月18日(土)飯塚市飯田のつばさ
ホールにて開催されました。

主催は筑豊地区育成会(飯塚市手をつなぐ親
の会・嘉麻市手をつなぐ育成会・桂川町手をつ
なぐ育成会)です。今まで、「障がい者の防災
研修会」などを開催しています。
詳しく次号の「はぐくむ」で報告します。

だれでも参加できる

本人を中心とした学習会を予定

◎本年度、飯塚市手をつなぐ親の会と久留米市手
をつなぐ育成会が、本人を中心とした学習会等
を計画しています。日程等が分かり次第、ホー
ムページやメールでお知らせします。

息子は意思疎通も難しく、「選挙に
行く」ということはとてもハードル
が高すぎて全く関心がなかったで
すが、講演を聴いて少しだけ前向
きに考えることもできそうです。



- ★知的障がい者が理解でき
る選挙広報紙をつくって
ほしい。
- ★事業所での期日前(当日)
投票の実施の実現
- ★選挙行動には政治学上、
“非道義性”があると教え
ていただいたことが大変
参考になった。

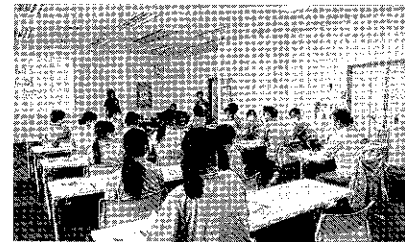
令和8年度 啓発キャラバン隊の活動報告

知的・発達障がい啓発キャラバン隊「くるめんず」発足

県内(政令都市除く)5カ所目の知的・発達障
がいの理解を図る啓発キャラバン隊が発足しま
した。「くるめんず」は久留米市社会福祉協議会と
久留米市手をつなぐ育成会のコラボで2年間の
準備を経て発足し、本年度、既に2回実施してい
ます。

心のバリアフリー推進は、市町村や自治会、町
内会で実施してこそ意義があります。本会として
も「くるめんず」の活動を期待するとともに応援
していきます。

★令和8年2月27日(金)市役所職員2年目研修会
★令和8年6月14日(日)
ピアくるめんのボランティア養成講座



くるめんずの活動

- *今年度、筑後北小は40
分授業のモデル校とし
て実施。そのため5分
短縮となる。
- *とても集中して取り組
んでいた印象。質問に
も元気に答えてくれた。



- 【ちぐく啓発キャラバン隊 ちぐきやら】
- ★4月2日(木) 筑後市役所新規採用職員研修
- ★4月28日(火) 筑後校区福祉会研修
- ★6月12日(金) 筑後市立筑後北小学校
- ★7月3日(金) 筑後市立二川小学校